



平成 20 年 3 月 27 日

各 位

プリヴェ企業投資ホールディングス株式会社  
代表取締役 松村 謙三  
(コード番号 6720)  
問合せ先 取締役 辻 一馬  
(TEL. 03-5521-1151)

### テクニカル上場申請取下げについてのお知らせ

当社は、プリヴェ ファンド グループ株式会社株式について、本日、東京証券取引所（以下、「東証」という。）へのテクニカル上場申請の取下げを申請しました。当該取下げについては、東証に受理された上、手続上テクニカル上場承認が取消され、平成20年4月1日に予定されていたプリヴェ ファンド グループ株式会社株式の東証市場第二部への上場は取止めとなりましたのでお知らせいたします。

これにより、プリヴェ ファンド グループ株式会社株式については、平成20年4月1日以降、東証でお取引いただくことができなくなりますが、ジャスダック証券取引所（以下、「ジャスダック市場」という。）での上場が維持されますので、株主の皆様におかれましては、プリヴェ ファンド グループ株式会社株式について引き続きジャスダック市場でお取引いただくことができます。

当社は、ジャスダック市場に上場のイー・レヴォリューション株式会社（株式会社タカラトミーの元持分法適用会社で現在当社連結子会社。）を合併存続会社、当社を合併消滅会社とし、平成20年4月1日を効力発生日として合併します。当該合併存続会社の商号は、「プリヴェ ファンド グループ株式会社」に変更されます（本店所在地（予定）東京都千代田区霞が関3-2-1、代表取締役社長（予定）松村 謙三）。また、プリヴェ ファンド グループ株式会社株式は、平成20年3月3日に東証より東証市場第二部への上場承認（平成20年4月1日上場予定）を受けていました。

一方、当社株式は、当社が平成16年4月1日に日産自動車株式会社より静岡日産自動車株式会社を買収・子会社化した際に、東証から「新規上場審査に準じた審査を受けるための猶予期間」入り銘柄の指定を受けております。猶予期間終了日である平成20年3月31日までに新規上場審査基準に準じた基準に適合することが確認されない場合、当社株式における猶予期間はプリヴェ ファンド グループ株式会社株式に引き継がれます。また、プリヴェ ファンド グループ株式会社株式については、猶予期間が終了した後、最初の有価証券報告書の提出日から起算して8日目（休業日を除外する。）までに、新規上場審査に準じた審査に係る申請が行なわれない場合、整理銘柄に指定された上で上場廃止となります。

このため、プリヴェ ファンド グループ株式会社は、平成20年6月下旬に、平成20年3月期を基準年度とした新規上場審査に準じた審査の申請を行なう予定でありましたが、株式相場の低迷等により当該審査に係る利益基準を充足できない見込みとなったため、当該申請を行なわないこととするとともに、プリヴェ ファンド グループ株式会社株式について、東証へのテクニカル上場申請の取下げを申請し、平成20年4月1日に予定されていた東証市場第二部への上場を取止めることといたしました。

(注) テクニカル上場

上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券について、上場廃止基準に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です（出所：東証 平成19年11月27日「反社会的勢力排除に向けた上場制度及びその他上場制度の整備について」）。

なお、イー・レヴォリューションはジャスダック市場に上場しておりますが、東証との関係では非上場会社という扱いになります。

以 上